

船舶インシデント調査報告書

令和3年1月27日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	座洲
発生日時	令和元年11月19日 11時25分ごろ
発生場所	千葉県千葉港葛南 ^{かつなん} 区市川 ^{いちかわ} 泊地 千葉市稲毛 ^{いなげ} ヨットハーバー灯台から真方位300° 6.0海里付近 (概位 北緯35° 40.3′ 東経139° 57.0′)
インシデントの概要	貨物船第一だいえい丸は、北西進中、浅所に座洲した。
インシデント調査の経過	令和元年11月28日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	貨物船 第一だいえい丸、298トン
船舶番号、船舶所有者等	140905、佐野海運有限会社
乗組員等に関する情報	船長、三級（航海）
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東南東、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 低潮期
インシデントの経過	<p>本船は、船長ほか3人が乗り組み、船長が単独で操船に当たり、千葉港市川水路を北西進中、船長が船首方に黄色灯付黄色塗灯浮標1基（以下「本件灯浮標」という。）を認め、本件灯浮標を避ける目的で本件灯浮標の東側に向けて航行を続けたところ、浅所（以下「本件浅所」という。）に座洲した。</p> <p>本船は、船長が海上保安庁に本インシデントの発生を通報したのち、自力で離洲した。</p> <p>本船の喫水は、船首約3.3m、船尾約4.1mであった。</p> <p>市川泊地は、本件灯浮標及び本件灯浮標と同型の灯浮標3基により本件浅所の所在が示されている旨が、港湾事務所長から千葉港の各関係者に周知されていた。</p> <p>船長は、千葉港の船舶代理店から本件浅所の存在を事前に知らされていたが、市川水路の中央部を航行すれば本件浅所に乗り入れることはないと思い、本件浅所の正確な位置及びその存在を表示する方法等について確認していなかった。</p> <p>また、船長は、市川水路のほぼ中央付近に本件灯浮標が見えたので、とっさに水路の右側に避けようとして本件灯浮標の東側を航行した。</p>
分析	本船は、北西進中、船長が、船首方に本件灯浮標を認めた際、本件灯浮標が本件浅所の所在を示していることを知らず、本件灯浮標を避けようとして水路の右側を航行したことから、本件浅所に向かうこととな

	<p>り、本件浅所に座洲したものと考えられる。</p> <p>船長は、本件浅所の存在自体は知っていたものの、市川泊地の中央部を航行すれば本件浅所に乗り入れることはないと思ひ、本件浅所の正確な位置及びその存在を表示する方法等について確認していなかったことから、本件灯浮標が本件浅所の所在を示す灯浮標の1つであることを知らなかったものと考えられる。</p>
原因	<p>本インシデントは、本船が北西進中、船長が、船首方に本件灯浮標を認めた際、本件灯浮標が本件浅所の所在を示していることを知らず、本件灯浮標を避けようと水路の右側を航行したため、本件浅所に向かうこととなり、本件浅所に座洲したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船長は、浅所が存在する水路を航行する際、同浅所の正確な位置及びその存在を表示する方法等を確認すること。